TAX

税

家屋を取り壊したときは届出をしてください！

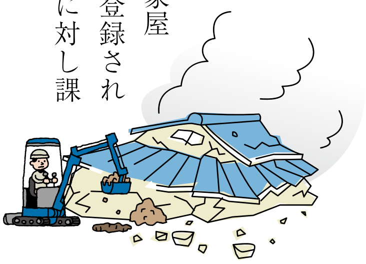

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。

家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届出を行ってください。届出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届出不要

▼税務課

☎23局3510 FAX 23局0180

パート収入と税

◇パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割（4500円）が課税されます。

また、年収が100万円以上の方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◇配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、103万円以下であれば、『配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。

ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎23局3509 FAX 23局0180

豊橋税務署からのおしらせ

◇平成24年分源泉所得税年末調整説明会

▼対象＝法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方
▼日時＝11月13日（火）午後1時30分～3時30分 ▼場所＝田原文化会館多目的ホール

◇平成24年分青色決算等説明会

▼日時＝12月3日（月）午前10時～正午／午後1時30分～3時30分
▼場所＝豊橋市民文化会館（豊橋市向山大池町20－1） ▼内容＝記載方法の説明 ▼その他＝青色申告決算書、収支内訳書などの用紙は国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）からダウンロードできます。／青色申告決算書用紙は確定申告書の用紙に同封されます。（前年ホームページで申告された方は、青色申告決算書用紙、確定申告書用紙は郵送されません。）／申告書の提出はe-Tax（イータックス）をご利用ください。

※お問い合わせ時、代表電話の自動音声は「2」を選択してください。

◇税務署へのご相談

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、国税局「電話相談センター」で受け付けています。受付は自動音声で案内しています。税務署の代表電話の具体的な操作方法は、音声案内に従ってください。また、税務署での面接相談は事前予約制です。あらかじめお電話でご予約ください。

※税金の納付相談は予約不要

▼豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎内）

☎（0532）52局6201

個人事業税第二期分の納期限は11月30日金です

個人事業税の第二期分の納税通知書を11月中旬にお送りしますので、最寄の金融機関、コンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のもの）または県税事務所で納付してください。

また、Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。（ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。）

※口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所課税第一課

☎（0532）35局6127

HP http://www.pref.aichi.jp/zeimu/